



福岡県医発第 1344 号 (地)
令和 2 年 8 月 7 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

福岡県後期高齢者医療広域連合「訪問服薬指導事業」への協力について (依頼)

昨年度より実施されている標記事業につきましては、令和元年 9 月 2 日付け福岡県医発第 1442 号 (地) にて貴会会員への周知方及びご協力が得られますようご依頼申し上げているところでありますが、今般、本年度以降も継続的に実施するに当たり、改めて福岡県後期高齢者医療広域連合 (以下、広域連合) より協力依頼がありました。

本事業は、広域連合の独自事業として、福岡県薬剤師会に委託し実施されるものであり、事業内容の趣旨につきましては昨年度から変更はありませんが、手順・様式について一部変更がっており、事業概要は下記のとおりとなっております。その他、詳細につきましては別添をご参照ください。

本会といたしましても、8 月 6 日開催の本会第 14 回全理事会で協議の結果、本年度も本事業に協力することといたしました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただくとともに、貴会会員への周知方及びご協力が得られますようご高配方よろしくお願い申し上げます。

なお、昨年度の事業報告 (後期連合作成) 及び本事業に関するアンケート調査 (福岡県薬剤師会実施) を併せてご参考までにお送りいたします。

記

《福岡県後期高齢者医療広域連合「訪問服薬指導」の概要》 ※変更点は赤字

1. 目的

後期高齢者の健康保持・重症化予防として、服薬アドヒアランスの向上、残薬・重複投薬削減及びお薬手帳 (一人一冊) の普及。

2. 実施対象者

後期高齢者で、残薬等の把握や適正な服薬指導が必要であると薬剤師が判断した者

(例) ・いつもお薬手帳を忘れてくる人 (重複・薬物相互作用のリスクが高い人) 等

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 淡河喜雄
会長 島田昇二郎

3. 実施内容

- ・後期高齢者が薬局に来局した際に、薬剤師が自宅での服薬指導が必要と判断し、患者の同意と処方医の了解が得られた場合、訪問服薬指導を実施。
- ・指導内容は本事業目的に直性関連する事項のみとし、お薬手帳ホルダーの配布（説明含む）も実施。指導内容については、処方医及び地方薬剤師会に書面で報告する。
- ・県内 150 人（実数）程度を訪問する。
- ・一人に対し原則 2 回訪問する。（延べ 300 人）（1 回目と 2 回目の訪問間隔は、1 回目の訪問内容について、対象者の行動変容が確認できる期間。）

※今年度に限り、新型コロナウイルス感染症の発生状況等も鑑み、2 回目の訪問については、薬局での対面による指導も可能。

4. 実施手順

（※変更点：手順②・⑤について、FAX 送信から郵送に変更。）

手順②について、新たに事業リーフレットが作成。

手順③について、様式 2 への記入から「訪問服薬指導用連絡票（FAX 連絡票）」への記入に変更。）

- ①薬剤師が対象者に別添様式 1 を用いて事業を説明し、同意書（別添様式 2）をとる。
- ②薬剤師が同意書（別添様式 2）に対象者訪問の必要性を記載し、処方医へ事業リーフレット及び訪問服薬指導用連絡票（FAX 連絡票）とともに郵送する。
- ③処方医は、訪問服薬指導用連絡票（FAX 連絡票）に訪問了解の有無を記載し、FAX で返信する。
- ④訪問指導実施（2 回）
※処方医が訪問指導を了承しない場合は実施されません。
- ⑤薬剤師が処方医及び地区薬剤師会に報告書（別添様式 3）を郵送する。（処方医は、報告書（別添様式 3）を受領及び保管）

5. 訪問開始時期

- ・令和 2 年 9 月中旬（予定）

6. 訪問対象地域

- ・福岡県内全域（県全域の各地区薬剤師会において、手あげ方式で薬局を登録し実施。）

7. 本事業は広域連合の事業として行われるため、保険診療での請求はできません。

8. 本事業に関する問い合わせ先（問題が発生した場合も含む）

- ・福岡県後期高齢者医療広域連合 健康企画課 健康企画係：永野
TEL 092-707-3029

以上

2 福高医健第72号

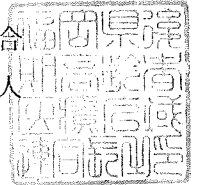
令和2年8月5日

公益社団法人福岡県医師会

会長 松田 峻一 様

福岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 二 場 公 人



「訪問服薬指導事業」実施に係る協力について（依頼）

平素より当広域連合の事業に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、当広域連合では、後期高齢者の健康保持及び重症化防止の取組の一環として、令和元年度に薬剤師による「訪問服薬指導事業」を貴会の御協力をいただきながら試行的に実施したところです。

当事業を本年度以降も継続的に実施するにあたり、引き続き貴会の御協力を賜りたいと存じますので、下記について御依頼申し上げます。

記

○依頼事項

- ・貴会員への「訪問服薬指導事業」（別添資料のとおり）の周知
- ・薬剤師から訪問について依頼があった際の協力

①訪問についての了解

- 1) 薬剤師が郵送する同意書（様式2）に係る訪問服薬指導用連絡票（FAX 連絡票）への署名
- 2) 訪問服薬指導用連絡票（FAX 連絡票）のFAX 送信

②報告書（様式3）の受領及び保管

○その他

- ・当事業は、医療保険・介護保険に係る事業ではなく、当広域連合が独自に実施するものです。

（問合せ先）

福岡県後期高齢者医療広域連合

健康企画課 健康企画係 永野

TEL 092-707-3029 FAX 092-651-3120

E-mail : tekisei@fukuoka-kouki.jp

令和 2 年度 訪問服薬指導事業の概要

1 目 的

下記について推進し、後期高齢者の健康保持・重症化防止を図る。

- 服薬アドヒアランスの向上
- 残薬・重複投薬削減
- お薬手帳（一人一冊）の普及

2 事業概要

(1)実施主体

- 後期高齢者医療広域連合が県薬剤師会に委託して実施する。

(2)実施時期

- 県医師会の協力を得て、令和 2 年度以降も継続的に実施するものとする。（医師会の協力が決定したのち、9 月中旬に開始予定とする。）

(3)実施対象者

- 後期高齢者で、残薬等の把握や適正な服薬指導が必要であると薬剤師が判断した者
例）・いつもお薬手帳を忘れてくる人（重複・薬物相互作用のリスクが高い人）
 - ・薬局窓口だけでの対応では理解度に不安がある人（服薬過誤の恐れがある人）
 - ・窓口での聞き取りにより、薬の管理、飲み忘れ、残薬等の問題がある人 等

(4)実施内容

- 後期高齢者が薬局に来局した際に、薬剤師が自宅での服薬指導が必要と判断し、患者の同意と処方医の了解が得られた場合、訪問服薬指導を実施する。
- 指導内容は目的に直接関連する事項のみとし、お薬手帳ホルダーの配布（説明を含む。）も実施する。指導内容については、処方医及び地区薬剤師会に書面で報告する。
- 県内 150 人（実数）程度を訪問する。
- 一人に対し原則 2 回訪問する。（延べ 300 人）（1 回目と 2 回目の訪問間隔は、1 回目の指導内容について、対象者の行動変容が確認できる期間とする）
- ※今年度に限り、新型コロナウイルス感染症の発生状況等も鑑み、2 回目の訪問については、薬局での対面による指導も可能とする。

3 実施手順

- ① 薬剤師が対象者に様式 1 を用いて事業を説明し、同意書（様式 2）を取る。
- ② 薬剤師が様式 2 に対象者訪問の必要性を記載し、処方医へ郵送する。
- ③ 処方医は、様式 2 の内容について、訪問了解の有無を訪問服薬指導用連絡票（FAX 連絡票）に記載し、薬剤師へ FAX 送信する。

※文書による相談を基本とするが、処方医の求めがあった場合は訪問や電話等による説明を行う。

④ 家庭訪問（2 回）

- ⑤ 薬剤師が処方医及び地区薬剤師会に報告書（様式 3）を郵送で提出する。

4 関係様式

- 様式 1：患者説明用「案内チラシ」
- 様式 2：「ご自宅への薬剤師訪問」参加同意書
- 様式 3：処方医及び広域連合報告用「訪問服薬指導報告書」
- 訪問服薬指導用連絡票（FAX 連絡票）
- 事業リーフレット

「ご自宅への薬剤師訪問」について

お薬のことで困っていませんか？

- ・ 薬の管理が難しい（いっぱい余ってる）
- ・ 何に効く薬なのかよくわからない
- ・ いつも飲み忘れてしまう…
- ・ たくさん飲んでから副作用が心配
- ・ 飲みづらい（お薬の形・決められた時間に飲めない など）



薬剤師がご自宅を訪問し、アドバイスいたします。
料金負担はありませんので、是非ご活用ください。

●訪問の流れについて

- ① 患者さまのご了承をいただきます。
 - ・ 別紙同意書にご記入願います。
- ↓
- ② 薬剤師が処方医に、文書で訪問の了解を得ます。
- ↓
- ③ 薬剤師が患者さまのご自宅を訪問します。（1回目）
 - ・ 服薬や残薬の状況を確認し、服薬に関してアドバイスいたします。
- ↓
- ④ 2回目訪問
 - ・ 必要に応じて2回目の訪問を実施し、アドバイスいたします。
- ↓
- ⑤ 処方医に薬剤師からのアドバイス内容を報告します。

●お問い合わせ先

薬局名：
連絡先：
担当者：

※「ご自宅への薬剤師訪問」は、福岡県後期高齢者医療広域連合が福岡県薬剤師会に委託して実施するものです。

「ご自宅への薬剤師訪問事業」参加同意書

【 薬剤師記入欄 】

ケース No.

ふりがな		生 年 月 日	
患者氏名		昭和 大正	年 月 日
被保険者番号		性 別	男 ・ 女
住 所	〒 ー		
電 話 番 号	※連絡が取りやすい番号から先にご記入ください。 携帯・自宅・その他 () 携帯・自宅・その他 ()		
処 方 医	医療機関名 処方医氏名		
訪 問 す る 薬 剤 師	薬局名 薬剤師氏名		
訪問の必要性			

【 本人記入欄 】

私は、「ご自宅への薬剤師訪問事業」に参加いたします。なお、薬剤師訪問に関わる私の個人情報については、福岡県薬剤師会、福岡県後期高齢者医療広域連合及び関係医療機関において管理され、必要に応じて保健指導に活用されることに同意いたします。

福岡県後期高齢者医療広域連合長 殿

令和 年 月 日

患者署名：

様式 3

薬局名： 所属薬剤師会地区名：
 薬局住所： 薬剤師署名：
 TEL：

基本情報					
氏名				性別 男 ・ 女	
生年月日		T・S 年 月 日（ 歳）		被保険者番号	
薬剤管理に関する問題点					
☐ 病識・薬識不足 ☐ 身体機能の低下 ☐ 認知機能の低下 ☐ 生活状況との不一致 ☐ 信頼関係 ☐ 社会的・経済的な理由 ☐ 製剤的な理由 ☐ その他（ ）					
訪問時の状況、指導内容等					
第1回（R . . ）			第2回（R . . ）		
患者の状態					
アドヒアランス		とても良くなった 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 変わらない			
残薬		支援の必要なし ・ 全て改善 ・ 一部改善 ・ 変わらない			
重複・併用禁忌等の改善		支援の必要なし ・ あり （ ありの場合改善の有無 有 ・ 無 ）			
お薬手帳の改善		支援の必要なし ・ あり （ 一冊になった ・ その他 ）			
総括 (その他訪問前後の変化等)					

【意見欄】 ※記入される際は、個人情報にご注意ください。

処方医の先生方へ

薬剤師による訪問服薬指導実施のご案内

処方医の了解の下、薬剤師が患者宅にて

「訪問服薬指導」を行います。

- ・ 期待する治療効果を十分に得るために、服用状況などに問題があるような患者を対象に、「訪問服薬指導」を行うことで、患者の健康保持・重症化防止を図りたいと考えております。
- ・ 患者一人につき**2回**の訪問となります。
- ・ 患者には、**費用負担は発生いたしません。**

●服薬アドヒアランスの向上

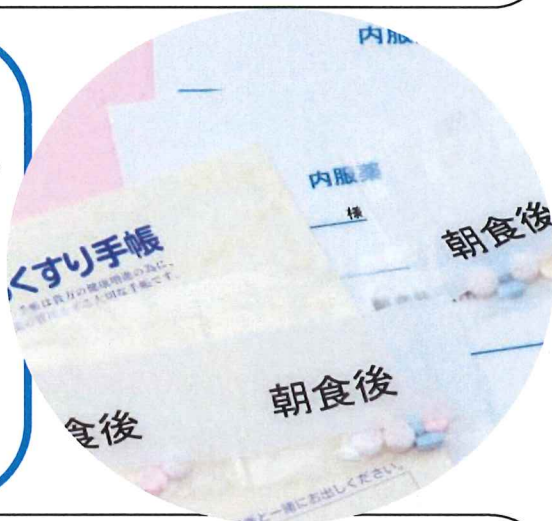
生活環境に合った服薬管理方法を提案し、改善を図ります。

●残薬・重複投薬の解消

今まで把握できなかった残薬や併用薬を確認し、医師へフィードバックすることで、解消へ繋がります。

●お薬手帳の普及(一人1冊)

対象者にお薬手帳カバーを配布し、お薬手帳を整理することで併用薬が把握しやすい環境を整えます。



実施手順

1. 薬剤師が、薬局での服薬指導時に、対象と成り得る患者に事業内容を説明し、同意を得ます。
2. 薬剤師が、対象者訪問の必要性を処方医へ郵送にて報告致します。
3. **処方医は、訪問の了解についてFAXにて薬剤師に送信していただきます。**
4. 薬剤師が、患家を訪問し状況を確認の上、適宜指導を行います(2回)。
5. 薬剤師が、処方医へ訪問の実施報告を行います。



薬剤師から得られた
情報を、診療にお役
立てください。

※本事業は福岡県後期
高齢者医療広域連
合の委託事業です。

問い合わせ先

福岡県後期高齢者医療広域連合
健康企画課健康企画係
電話番号092651-3111

公益社団法人福岡県薬剤師会

<https://www.fpa.or.jp/>

令和元年度 訪問服薬指導事業について

<集計>

集計方法：福岡県薬剤師会から提出された様式2（参加同意書）、様式3（訪問服薬指導報告書）より、福岡県後期高齢者医療広域連合がまとめたもの。

目的

服薬に関する問題を持つ後期高齢者に対し、以下の目的で薬剤師による家庭訪問指導を行い、高齢者の健康保持・重症化防止を図る。

- 服薬アドヒアランスの向上
- 残薬・重複投薬削減
- お薬手帳（一人一冊）の普及

1 従事者等の状況

1) 訪問実施数（令和元年11月～令和2年2月）

地区別薬剤師会	訪問実施薬剤師実数	訪問患者実人数	訪問患者延べ人数
福岡市	10	14	28
宗像	6	8	15
粕屋	3	3	6
糸島	2	2	4
朝倉	2	2	4
久留米三井	3	3	5
八女筑後	1	1	2
浮羽	2	2	4
大川三潁	2	2	3
大牟田	3	3	6
遠賀中間	3	3	5
若松	3	3	6
八幡	4	5	8
戸畑	2	2	4
小倉	6	7	14
門司	1	2	3
飯塚	3	4	8
直方鞍手	1	1	2
田川	2	12	23
計	59	79	150

2) 協力医療機関の状況（62機関）

①医療機関数

	医療機関数
クリニック・医院等	52 機関
病院・医療センター等	9 機関
眼科	1 機関
計	62 機関

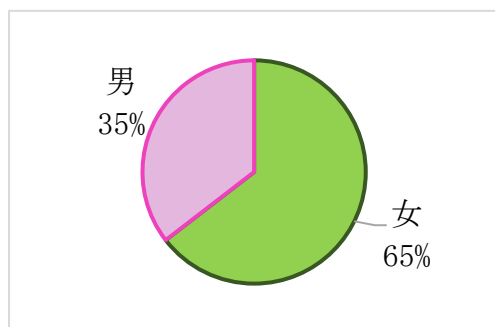
②医療機関ごとの協力患者数

協力患者数	医療機関数
1ケース	52
2ケース	7
3ケース	1
4ケース	1
5ケース	0
6ケース	1
計	62

2 訪問した患者の状況（79人）

1) 基本情報

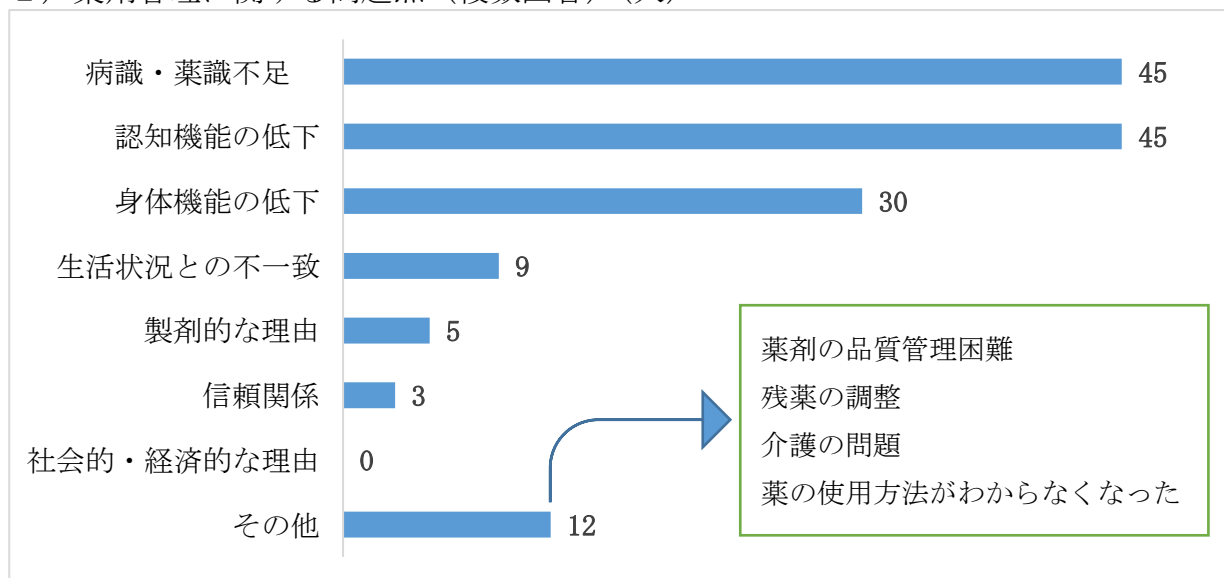
①性別



②年齢構成

75 歳未満	3 人
75 歳以上 79 歳以下	15 人
80 歳以上 84 歳以下	26 人
85 歳以上 89 歳以下	27 人
90 歳以上	8 人

2) 薬剤管理に関する問題点（複数回答）（人）



3 訪問状況（2回訪問・・・71人）

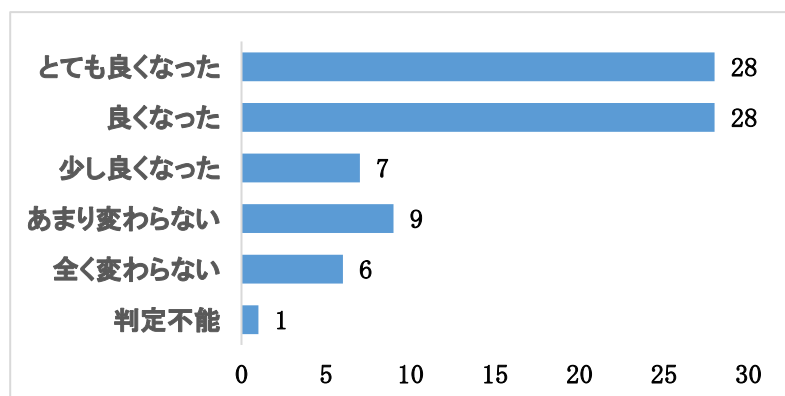
1) 1回目と2回目の訪問の間隔

1カ月以内	46ケース
2カ月以内	20ケース
3カ月以内	5ケース

4 訪問による変化（79人）

1) アドヒアランス（人）

とても良くなった	28
良くなった	28
少し良くなった	7
あまり変わらない	9
全く変わらない	6
評価無し	1



2) 残薬

①支援の必要があった患者数 62人/79人（78.5%）

②残薬の改善状況（人）

全て改善	31
一部改善	27
変わらない	4



- キーパーソンの協力が得られない。
- 2回の訪問では改善困難（段階的な支援が必要）
- 患者の拒否

3) 重複・併用禁忌等の改善

①支援の必要があった患者数 14人/79人（17.7%）

②重複・使用禁忌等の改善状況 改善あり 13人/14人（92.9%）

4) お薬手帳の改善

①支援に必要があった患者数 21人/79人（26.6%）

②支援の効果 → 1冊になった 15人/21人（71.4%）

5) その他の支援内容

①ケアマネ・訪看との連携、介護サービスへのつなぎ等	17人
②一包化	14人
③薬袋への日付印字	8人
④処方医へ剤形の変更や減薬等の相談	5人
⑤居宅療養管理指導・かかりつけ薬局の登録等	4人

5 事業効果

- 1) 服薬アドヒアランスが向上した割合 79.7% (63人/79人)
(訪問による変化で、「とても良くなった」「良くなった」「少し良くなった」の割合)
- 2) 残薬の改善率 93.5% (58人/62人)
(訪問による変化で、「全て改善」「一部改善」の割合)
- 3) 重複・併用禁忌等の改善状況 92.9% (13人/14人)
- 4) お薬手帳の改善 71.4% (15人/21人)
(お薬手帳が1冊にまとまった患者の割合)

考えられる事業効果 (福岡県後期高齢者医療広域連合)

- 1 家庭訪問による指導を通して、薬剤師の専門性が活かされる支援につながっている。
- 2 その他事業効果として以下の点が考えられる。
 - 家庭訪問をすることで、薬局の窓口では把握できなかった自宅の環境、生活習慣、他科受診や市販薬の利用状況等がわかり、それを処方医へ伝えることで、患者の個別性に応じた服薬支援につながっている。
 - 必要な介護保険サービスへの接続などをおし、ケアマネジャー等地域の支援者との連携が深まっている。
 - 家族等、患者のキーパーソンとつながりを持つことができ、今後の支援が行いやすくなっている。
 - 自宅でゆっくり話ができることで、患者の困りごとや意向を把握でき、信頼関係の構築につながっている。

令和元年度 訪問服薬指導事業に関するアンケート結果について

アンケート概要

対 象：令和元年度 訪問服薬指導事業に参加を希望した福岡県薬剤師会会員（145 名）
（※但し、訪問指導に至らなかった薬剤師も含む）

回答者：85 名（回答率 58.6%）

※福岡県薬剤師会実施

問 1

本事業に関する処方医からの意見や感想、要望等がありましたら、お聞かせください。

（34 名回答）

主な肯定的なご意見等	その他のご意見等
・患者の負担が軽くなり、いい取り組みである。これを機会に信頼関係が深まると良い。	・事業を聞いていない。周知が十分ではない。
・高齢患者の服薬には、不安があったので、コンプライアンス、アドヒアランスの向上に貢献出来て良い。	・薬剤師訪問の必要性は感じるが、要訪問の指示を出すまでには至らない。
・患者の詳しい服用状況を確認した上で、有効な剤形変更ができたことは良かった。	・他の医療機関との関係を損なわないよう注意をするように。
・服薬管理ができず、治療が行き詰まっていたので助かった。	・意図がよくわからない。
・医師からも訪問依頼ができると良い。	
・残薬など自宅での服用状況がわかって良かった。	

問 2

処方医の同意が得られなかったケースはありましたか。（85 名回答）

- ・有り： 5 名  { 事業の意図がよくわからない。事業を聞いていない。
「該当する患者はいない」と言われた。
医師からの提案が基本であり、薬局提案型に難色を示された。等
- ・無し：80 名

問 3

本事業をとおして、処方医と、意見の食い違いなどからトラブルになったケースがありましたか。（85 名回答）

- ・特になし：85 名